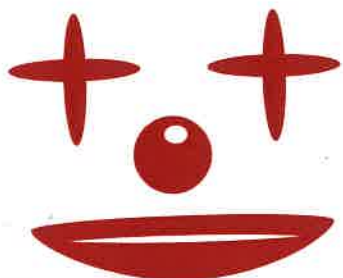


ひよりやまNo.14

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B

TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



仕事に追われる毎日ですが、久しぶりに映画を観ました。

今回は評判の『ジョーカー』です。アメリカンコミックス「バットマン」の宿敵ジョーカーにフォーカスした作品です。

主人公のアーサーは治安の悪いゴッサムシティで母親と2人暮らし。ピエロとして働きながら、いつかコメディアンとして成功することを夢見ています。しかし主人公には精神的な病気があり、周囲に勘違いされたり暴力をふるわれたりします。食事を母親と譲り合う生活をしている中、遂には市から福祉の援助が打ち切られることも。アーサーは病気の母親を介助して入浴させたり、小さな子供を

喜ばそうと面白い顔をしてみせたりと心優しい人間でしたが、自分よりも弱い者をいじめ、切り捨てていく不条理な社会の中で彼の中のなにかが変わります。

見どころは主人公の変貌と、それに伴うダンスです。初めて殺人を犯した直後の心を静めるかのような踊りと不気味な音楽、それまで鬱々と登っていた階段をジョーカーになった主人公が踊りながら軽快に降りていくシーンは心に強く残りました。犯罪自体が目的となったジョーカーの狂気が花開いていくのを感じることができると思います。

追い込まれていく主人公がジョーカーとなるまでのお話です。荒れた大都市でひとりの男が生きていく様を、主人公演じるホアキン・フェニックスが大変繊細に演じているのに見入りました。素晴らしい演技に時間が過ぎるのを忘れる映画です。

相続の放棄(2)

前号で、借金を受け継がないために「相続放棄」できること、それは相続を知ってから3ヶ月以内(熟慮期間)に決めねばならぬこととお話ししました。その「熟慮期間」について、次のようなケースはどう考えれば良いでしょうか。

2012年 6月 Xさんの伯父が債務を抱えて死亡

【A】 2012年 10月 Xさんの父が伯父の相続人になったことを知らず、相続するかどうか決めないまま死亡

→ 父は伯父を相続するか否か確定しないまま。

→ この時点でXさんは父を相続するかに加え、伯父を相続するかについても選択する立場になった。(父を相続しつつ伯父の相続放棄も可能)

【B】 2015年 11月 伯父の債権回収(借金を返しなさい)の通知を受けてXさんはビックリ!

2016年 2月 Xさんは父を相続しつつ「伯父の相続を放棄する」と決めた

ここで問題になるのは「伯父の相続についての熟慮期間の起算点はいつか」ということです。民法916条の文言を踏まえると、【A】父が亡くなった2012年10月が起算点ともなりそうです。これだと2016年2月に相続放棄しても熟慮期間を過ぎたことになります。でも、父が死んだときに伯父の債務を相続していることまでわかりませんよね。

そこで、今年8月9日の最高裁判決では「父の相続を通じて伯父を相続する立場にあることを知った時から3か月以内であれば放棄できる」とされ、【B】2015年11月を起算点として伯父の相続放棄が認められました。

